

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 土屋 晴 巳

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

財政部

財政課、課税課、収納課、契約監理課

2 監査の範囲

令和2年4月（一部平成31年4月）から令和2年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年9月4日から令和2年11月17日まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

財政課

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未搭載のものがあつた。
	措置状況	未搭載のものについて、備品管理システムに搭載しました。

課税課

(1) 市税

ア	指摘事項	市民税・県民税調査決定について、職務権限規程に基づいた手続がされていないものがあつた。
	措置状況	今後は、職務権限規程に基づいた手続を実施します。

契約監理課

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品はあるが、廃棄手続きがされているものがあつた。
	措置状況	廃棄手続きをしたものについて、適正に廃棄しました。